



2018年6月28日

高知県文化スポーツ部  
人権課長 久保 寛人 様

人権と民主主義・教育と自治を守る  
高知県共闘会議  
議長 鎌田 伸



## 「同和問題」に関する見解についての話し合いの申し入れ

日頃の人権行政へのとりくみに対して敬意を表します。

本年1月に話し合いの場をもっていただき、その後「同和地区」という言葉の使用について文書回答をいただきありがとうございました。これらをふまえて検討した結果、下記のような問題点や課題を確認しました。

つきましては、話し合いの場をもっていただくよう申し入れます。日時等につきましては、当方の事務局と連絡をとっていただきますようお願いいたします。お忙しい中ですが、時間は2時間で設定をお願いします。

### 記

#### 1. 「同和地区」という言葉の使用について

先般の回答で「国と同様に同和問題を説明する場合などにおいて『同和地区』は必要な表現と考えており、今後も用いることとしています。」との見解をいただきました。しかし、この考えは以下述べるような理由で納得できるものではありません。再検討を要請します。

(1) 歴史的な事実経過にふれる際、「同和対策」とか「同和対策事業」という表現が必要な場合があります。しかし、その場合でも必ず「同和地区」という用語が必要とはいえません。「一部の地区」ということでも可能であるはずですが。

どうしても必要ということで使用するなら、現在は存在していないという注釈が必要だと思えます。存在しないものをあたかも存在するかのように行政が使用することは、事実と反するのみならず、県民の誤解、偏見を広げるもので許されないと考えます。

(2) 高知市は、特別措置法の経過についてふれたホームページでは、「同和地区の劣悪な環境に対する物的な基盤整備は着実に成果を上げ…」と説明していますが、「同和問題とは」の説明では次のように「同和地区」という表現は使っていません。

「日本社会の歴史的発展の過程で、形づくられた身分階級構造に基づく差別により、日本国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低位の状態を強いられ、日常生活の上で様々な差別を受けることなどの、我が国固有の重大な人権問題です。」

この説明の仕方がよいかどうかは別にして、「同和問題」を説明する場合に「同和地区」が必要な表現であるとはいえないことは確かです。

(3) 国が使っているから県もという考えも検討すべきです。国と県では住民との距離感が異なります。国が「同和地区」と表現しても、それに対して「それはどこか」という問い合わせが多くあるとは考えられません。

ところが、県あるいは市町村（県が使用すると市町村も使用する可能性が高い）が使用する場合、住民の中には「それはどこか」という疑問や質問は起こり得ます。

平成25年度「差別事象一覧表」では、行政に対して同和地区はどこかという問い合わせがあった件を「差別事象」にカウントしています（須崎市）。行政が自ら使うのはよいが、住民が関心を持ってたずねるのは「差別事象」であるというのは、あまりに身勝手な発想と言わざるを得ません。

(4) 現在法的、制度的に存在しない、人や地域への線引きを、行政が使用することは、誤解と偏見を広げるもので、真の解決を阻害するものです。

一部住民の中に、人や地域のかつての線引きに対するこだわりが残っていても、行政が率先して線引きが消滅していることを示すべきです。存在しないもの、説明できないものについて、用語を使用することは、行政の説明責任を果たせない問題となるのではないのでしょうか。

「必要な表現であると考えており、今後も用いることとしています。」という方針は直すべきです。

#### 2. 生徒の「蔑称語発言」の取り扱いについて

「高知県の人権について」（平成29年12月）の中で、「同和問題」に関して「人権侵害の事例と対応」が紹介されています。4つの事例の1つに、生徒が教諭に対して「蔑称語を用いた発言」があったと取り上げられています。

(1) この事例は、誰の人権がどのように侵害されたと判断しているのかを説明して下さい。

(2) 学校では、生徒が「クサイ」とか「ブタ」とか「キモイ」とか「死ぬ」等の発言をし、時としてそれが不登校の要因になることもあります。これらを「人権侵害の事例」として県が報告することはあまり見たことがありません。そうした中で、なぜ旧身分の呼称のみが「人権侵害の事例」として扱われるのか説明して下さい。

#### 3. 「人権に関する県民意識調査」について

(1) 設問にある「同和地区の人」とは、どういう人のことを指しているのか。また、他の人とはどこが違うと考えているのかを明らかにして下さい。

(2) 結婚問題の設問について

①「仮にあなたにお子さんがいて」「結婚しようとしている相手が同和地区の人だと分かった場合」という二重の仮定で作られています。このような仮定の設問への回答を何らかの「実態」と見なすことができるのか見解を聞かせて下さい。

②「親として反対するが、子どもの意思が強ければ認める」という項目は、肯定ととらえるのか、否定ととらえるのか設問の趣旨を説明して下さい。

③憲法第24条は「婚姻は両性の合意のみに基いて」と規定しています。「人権」の調査で、なぜ親が「認める」かどうかという設問が必要なのか。このような設問は結婚に関する憲法の人権規定を著しく歪めるものであると判断しますが、見解を聞かせて下さい。

#### 4. 「人権に関する県民意識調査」の「同和問題」に関する設問を今後中止すること。

「同和地区」の調査は、今日存在しない「同和地区」や「同和地区の人」を前提としており、事実と反するものです。

行政がこのような設問を使うことは、県民の人権意識を歪めるものであり、「部落差別の解消の推進に関する法律」の付帯決議に反するものであると考えますが、見解をうかがいます。

以上

< 追伸 >

・話し合い日時などの折衝・連絡は、下記の人権共闘事務局をお願いいたします。

人権共闘事務局

石川 真人 （電話822-4135、高知県教職員組合内）